

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年七月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年七月二十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 落合 誠

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新別
先まで	富士見市大字下南畠字乗越二四六八番二地先から同市大字下南畠字乗越二五〇一番九地	区間
五六・九六	四一・〇〇・ 五〇・六五	敷地の幅員 (メートル)
	二五四・二三	延長 (メートル)
	道路改良事業による。	備考